

静岡県弁護士会歴代会長有志による安全保障関連法案の廃案を求める声明

政府は、昨年 7 月に集団的自衛権を容認する閣議決定をすると共に、今国会に安全保障関連法案（以下「本法案」といいます。）を提出しました。その後、本法案は審議不十分のまま本年 7 月 15 日衆議院において強行採決され、現在参議院において審議中であります。

本法案につきましては、日本弁護士連合会をはじめ全国の弁護士会、大多数の憲法学者・法律家、国内の各界各層の多くの団体、多くの国民、更には、政府の法解釈をつかさどる内閣法制局の元長官さえもその問題性を指摘し、反対しています。その理由とするところは、本法案の中核をなす集団的自衛権は、戦争の放棄、交戦権の否認を定めた憲法第 9 条の解釈上如何なる意味においても許容することはできず、憲法違反であるという点にあります。仮に、集団的自衛権の行使に「日本国の存立危機」、「他の手段がないこと」、「必要最小限の武力行使」といった基準を設けたとしても、政府の説明によりますと、その内容は極めてあいまいであると言わざるを得ません。あいまいな条件の下に我国が戦争に加担して行く可能性は否定できないのです。

政府は、集団的自衛権の根拠を砂川事件最高裁判決に求めています。しかし、砂川事件において集団的自衛権が正面から議論されたことはなく、政府のこの見解は的外れという他ありません。

それにも拘らず本法案を強硬に推進しようとしている政府の態度は、憲法の最高法規性を定めた憲法第 98 条や、国務大臣や国会議員に憲法擁護義務を課している憲法第 99 条に違反し、近代国家の到達点である立憲主義に真向から反しています。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする（弁護士法第 1 条）私達弁護士としては、本法案の成立を座して見過ごすことはできず、ここに本法案の廃案を強く求めます。

2015（平成 27）年 8 月 30 日
静岡県弁護士会 歴代会長有志
1984 年度会長 土屋 連秀
1986 年度会長 勝山 國太郎
1987 年度会長 藤田 雅弘
1988 年度会長 小林 達美
1989 年度会長 望月 保身
1991 年度会長 原 陽三郎
1995 年度会長 村松 良
1997 年度会長 内田 文喬

1999 年度会長	岩本 充司
2000 年度会長	福地 明人
2002 年度会長	塩沢 忠和
2003 年度会長	河村 正史
2004 年度会長	小川 良明
2005 年度会長	三井 義廣
2006 年度会長	興津 哲雄
2007 年度会長	杉本 喜三郎
2008 年度会長	青島 伸雄
2009 年度会長	鈴木 敏弘
2010 年度会長	伊東 哲夫
2011 年度会長	齋藤 安彦
2013 年度会長	中村 光央
2014 年度会長	小長谷 保
2015 年度会長	大石 康智